

議案第 108 号

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一
部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第
67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正をするため。

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。
(石岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 石岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年石岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「児童福祉法第33条の10各号」を「児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号，幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(石岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 石岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年石岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。